

令和2年12月定例会 文教委員会の概要

令和2年12月14日（月）

令和2年12月定例会 文教委員会における発言

平松委員

1 第156号議案について、水村委員からも質問があったが、指定管理業務に係る県の委託料が500万円以上増額になっている。これについては、施設管理をしっかりと実施するために、本社からの支援を充実したいということであるが、詳細を伺う。

2 3議案に係る質問になるが、申請団体数が少ないのは課題であると思う。そういった中、団体にヒアリングを行ったりだとか、あるいは募集期間を長くしたりだとか、努力をしている点は評価したいと思う。ところで、神川については施設が広大で、ほかとは違い申請団体数が少ないという説明もあったが、全体として、申請者が少ないことについてどう分析し、これに対する対策を今後どうしていくのか。特殊な施設なので、そもそも担える団体が少ないとの説明であったが、指定管理者を導入した過去からそういった事情があったのか。

生涯学習推進課長

1 全て本社からの支援費用ではなく、現場職員の人件費の増加や消費税の増税なども含まれている。本社の支援については、年に4回のモニタリングで、施設の管理状況や事業の実施状況について確認しているが、速やかに対応すべき施設管理に遅れが生じたり、現状では詳細にわたる点検が行き届きにくいという事情もある。指定管理者としても人の命を預かる施設であることから、本社から施設管理に係る専門家を派遣し、しっかりと対応していきたいとのことであった。

2 げんきプラザについては、単なる施設の管理業務ということだけではなく、社会教育施設として設置目的にあった業務を実施できることが求められている。例えば、社会教育主事や自然体験活動の資格を持つ者が所内にいることが望ましいとしているため、通常のビル管理業務と異なり、応募者数が少ないという状況がある。過去の応募状況についてであるが、長瀬と神川については、当初指定期間では3者、小川については2者の応募があった。来年度、指定管理者が変更になる名栗については、当初6者応募があったが、いずれの施設も管理が難しいということに加え、現在の指定管理者がしっかりとした事業を行っているため、二の足を踏まれているものと考えている。

【所管事務に関する質問（わいせつ行為で処分された教員への免許再交付について）】

平松委員

全国及び埼玉県で、わいせつ行為で処分された教員の過去3年間の件数について伺う。

総務課長

平成29年度の埼玉県におけるわいせつ事案での処分件数は6件である。平成30年度が9件、令和元年度が17件である。対して、全国の教育職員の処分状況であるが、平成29年度は、都道府県と政令市を合わせて処分件数187件で、これを単純に1自治体当たりで割ると、約2.8件となっている。同じく平成30年度は、全国合計で245件、平均すると約3.7件である。令和元年度については、まだ全国の状況が国から公表されていないので分からない。

平松委員

今の答弁から、国全体としても、あるいは県としても、わいせつ行為で処分された教員の数が増加傾向にあるということが確認できた。また、1県当たりの発生件数について、埼玉県が高いという状況も確認できた。改めて、国の制度について確認するが、一般論として、性犯罪者の再犯率の高さは問題となっている。わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員が、再び教壇に立つ可能性があるのか。

教職員採用課長

国の制度を申し上げますと、教育職員免許法という法律で規定がされている。まず、教員が懲戒免職処分を受けると、その処分の日をもって教員免許は失効する。国で発行する官報にも、氏名、失効した日、免許の教科、そういったものが登載される。また、失効後3年を経過して、その本人が再び免許取得の申請を行うと、取得することが可能となっている。こうしたことから、今の法制度の下では、わいせつ行為で懲戒免職処分となった教員が再び教壇に立つ可能性は0ではない。

平松委員

今の制度上は、3年経つと教員免許が再度取得できる状況にあることを確認した。児童生徒を守り育てる教員が、そうした卑劣な犯罪をする。これは言語道断であるし、また、そうした事件が、教員と児童生徒の立場、力関係と言うのか、それによりなかなか表に出こない状況もあるのではないかとも思っている。こうした卑劣な犯罪を未然に防ぐためにも、わいせつ行為で懲戒処分を受けた者について採用時に慎重に審査していく必要があると考えるが、県教育委員会としての考え方と、どのような取組をしているのか伺う。

教職員採用課長

失効後3年経過した者に対する教員免許状の再授与については、法律上、拒むことはできない。ただし、それで良いのかということは当然ある。これは国の法律であるので、例えば3年でなくもっと長い期間とするなど、再授与を厳しくするといった厳格化については、新聞報道等でもあるが、国においても文部科学省を中心に検討していると思う。今後も、教育職

員免許法の改正に向けて、国において引き続き検討してもらえればと考えている。次に、そのような状況の中で、県としてどのようなことを行っているのかということについてであるが、採用の入り口である教員採用選考試験では、願書を出す際の志願書というものに賞罰欄を設けてある。志願者には、賞罰の有無について申告させていて、特に、過去の懲戒処分についても記入させている。それを書かなかった場合には、当然、提出書類の虚偽の申告ということで、採用を取り消されることとなる。あわせて、受験者の中で、教員免許の失効者がいないかどうか、官報に掲載されたデータ等を基に受験者全員についてチェックして確認している

平松委員

官報で確認したり、あるいは志願書の賞罰欄に記載させて、現状でも取組をしているということであるが、他県の事例で、わいせつ事件を起こした教員が改名をした後、免許状を再取得して、その後他県の臨時教員として小学校に採用されて、そこでわいせつ行為を起こしたということも実際に起きている。今の県のチェック体制では、例えば、名前を変えた上で免許状を再取得し、さらに志願書の賞罰欄に記入しない場合、確認できないということか。

教職員採用課長

なかなか把握は難しいと考えている

平松委員

県の教育委員会として、できる取組を一所懸命やっている。この努力については今確認できた。一方で、県教育委員会の取組だけでは、国の制度上、わいせつ行為によって処分された教員への免許再交付を行えないようにすることはできない。そういった職員について、採用段階で見破ることができない。そのような状況がこの調査により確認できた。(意見)